

「戸田市宅地開発事業等指導条例の一部改正(案)」について ご意見を募集します

戸田市では、子育て世帯等の定住化や社会情勢の変化に合わせた住宅供給を促進するために、「戸田市宅地開発事業等指導条例」の一部改正を予定しています。

つきましては、広く市民の皆様の考えを反映させるため、下記のとおりご意見を募集いたします。

記

1 意見募集期間

令和7年8月5日(火)から令和7年9月3日(水)まで

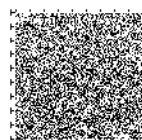
2 資料公開場所

建築住宅課、市政情報コーナー、各福祉センター、笹目コミュニティセンター(コンパル)、戸田公園駅前行政センター2階、新曽南多世代交流館(さくらパル)及び上戸田地域交流センター(あいパル)でご覧いただけます。

また、市ホームページでも公開しています。

3 関係資料

別添 戸田市宅地開発事業等指導条例の一部改正(案)【概要版】



4 提出方法

資料公開場所への持参、郵便、FAX（048-433-2200）、電子メール（kentiku-jutaku@city.toda.saitama.jp）及び担当課お問い合わせフォーム（市ホームページ）

資料公開場所により受付時間が異なります。

【お問い合わせフォームはこちら】

二次元コード読み取り後、お問い合わせフォームが開きますので、フォームのタイトルにパブリック・コメント案件名を記入し、ご意見を提出してください。



二次元コード

5 ご意見を提出する際の留意事項

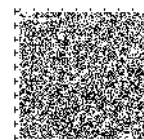
提出に当たって使用する言語は日本語をお願いいたします。

提出に当たっては、住所・氏名（法人にあっては、名称・所在地等の連絡先）を明記してください。記載が無い場合は、提出意見として取り扱えない場合もあります。

6 提出された意見の公表

提出された意見については、それに対する市の考え方を付して、内容を公開することを予定しています（個別の回答はいたしません）。その際に、住所・氏名等は公表いたしません。

なお、ご意見の内容は要約し、掲載する場合があります。また、似た内容のご意見が複数寄せられた場合には、まとめて掲載する場合がありますので、予めご了承ください。



7 戸田市宅地開発事業等指導条例の一部改正（案）についての問い合わせ先

戸田市 都市整備部 建築住宅課

電話 048 - 441 - 1800（内線322）

戸田市市民パブリック・コメント制度についての問い合わせ先

戸田市 総務部 行政管理課

電話 048 - 441 - 1800（内線363）

